

三重県食育推進計画の見直し（中間案）について

平成23年10月
農水商工部

三重県食育推進計画の見直し（中間案）について

1. 現状（背景、課題等）

（1）見直しの背景と経緯

平成17年7月に「食育基本法」が施行され、国では、施策の計画的な推進を図るため平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定、その後、平成23年3月に見直しが行われ公表されたところです。

三重県では、平成19年3月に「食育推進計画」を策定し、家庭や学校、地域における食育の推進とともに食文化の継承、食の安全・安心確保等に関する施策に取り組んでまいりました。今回、計画期間が満了したことから、国における基本計画の見直し内容もふまえた上で、これまでの成果と課題に基づき第2次食育推進計画を策定します。

（2）食育推進における成果と課題

心身の健康増進や食に関する感謝の念と理解の促進においては、多様な主体による研修会の開催や情報提供等を通じ「日本型食生活」の普及や「食事バランスガイド」の活用が図られるとともに、地産地消運動を通して農林水産業や食文化に関する情報発信や食を通じた体験、交流などの取組が進みました。

豊かな人間形成の基礎となる子どもの食育においては、小中学校等への栄養教諭の配置など食育指導に関する体制整備が進むとともに、学校、保育所等で地域の食材を活用した給食の実施や、「早ね、早おき、朝ごはん」キャンペーンによる生活リズム向上などの取組が進みました。

食の安全・安心の確保の取組においては、地域リーダーの育成や消費者と生産者、食品事業者の参加による交流会、フォーラム等の開催を通じ食の安全・安心に関する啓発が進みました。

一方で、糖尿病等生活習慣病の増加や肥満、過度の痩身などの栄養の偏りや食生活の乱れから生じる問題、子どもたちの朝食の欠食や孤食などのライフスタイルの多様化に起因する問題、高齢者の栄養不足等が指摘されるように、新たな課題への対応が必要となっています。

なお、国では、食育推進基本計画の見直しにおいて、重点課題として

- ①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、
- ②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、
- ③家庭における「共食」を通じた子どもへの食育の推進

に取り組むこととしています。

2. 第2次三重県食育推進計画の策定に係る方針

（1）策定方針について

これまでの成果と課題及び国の見直しの内容をふまえ、生涯にわたる間断ない食育の推進、家族の共食への理解と実践の促進などの取組方針を掲げるとともに、具体的な施策については、家庭、学校、地域の各場面において、食に関わる多様な主体との協働により、周知の段階から実践活動の充実をめざした食育推進に取り組むこととします。

なお、第2次計画の期間については、平成23年度から27年度までの5年間とします。

（2）策定スケジュールについて

今後、有識者による検討会議の開催やパブリックコメント等の実施により県民の意見を聴き、年内に策定・公表する予定です。

(国)第1次食育推進基本計画
(平成18年3月公表 平成18年～22年)

- ①国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ②食に関する感謝の念と理解
- ③食育推進運動の展開
- ④子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦食品の安全性の確保等における食育の役割

(国)第2次食育推進基本計画
(平成23年3月公表 平成23年～27年)

- 新基本計画のコンセプト:「周知」から「実践」へ
重点事項
- ①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
 - ②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
 - ③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

三重県食育推進計画の見直しについて

第1次三重県食育推進計画

(平成19年3月策定 平成19年～22年)

第2次三重県食育推進計画(案)

(平成23年～27年)

具体的施策

1. 家庭における食育の推進
 - (1)生活リズムの向上
 - (2)子どもの肥満・痩身の予防の推進
 - (3)望ましい食習慣や知識の習得
 - (4)妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
 - (5)青少年及び保護者に対する食育推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
 - (1)指導体制の充実
 - (2)子どもへの指導内容の充実
 - (3)学校給食の充実
 - (4)食育を通じた健康状態の改善等の推進
 - (5)保育所等での食育推進
3. 地域における食育の推進
 - (1)栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践
 - (2)「みえの食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用推進
 - (3)専門的知識を有する人材の養成・活用
 - (4)健康づくりにおける食育推進
 - (5)食品関連事業者等による食育推進
 - (6)農林漁業体験を通じた食育推進
 - (7)地産地消の推進
4. 食文化の継承に関する取組
 - (1)ボランティア活動等における取組
 - (2)学校給食における郷土料理等の積極的な導入とイベントの活用
 - (3)食文化の普及・活用
5. 食の安全・安心確保に関する取組
 - (1)食の安全性に関する情報提供
 - (2)リスクコミュニケーションの充実
 - (3)食の安全・安心を確保する県民運動の展開
6. 食育推進運動の展開
 - (1)食育月間の推進
 - (2)継続的な食育推進運動
 - (3)連携・協力体制の強化
 - (4)食育に資する調査研究と情報提供
 - (5)食育に関する県民の理解の増進

【これまでの取り組みと成果】

- ・ボランティア団体や関係機関との連携により、食事バランスガイドの普及などの取組が広く進められた。
- ・栄養教諭の配置など、食に関する指導体制整備が進んだ。
- ・学校給食などを通じ、地域の食材活用や生産者と連携した食育が実践されるようになった。
- ・地産地消運動等を通じた県産農林水産物や食文化に関する情報発信、食を通じた体験・交流などの取組により県産品に対する意識が高まった。

【課題】

- ・生活習慣病の増加や、高齢者における食の質の問題、子どもたちの孤食、個食などが指摘されている。
- ・子どもから成人、高齢者に至るまでライフステージに応じた適切な食の実践と食を通じた家族のコミュニケーション改善が必要となっている。
- ・持続可能な循環型社会の構築という観点から、食べ残しなど食においても環境問題への対応が重要となっている。

取組方針

- (1)生涯にわたる間断ない食育の推進と県民の心身の健康増進
- (2)共食を通じたコミュニケーションの促進と食への理解と感謝の念の醸成
- (3)子どもの食育における保護者、教育関係者等の取組促進
- (4)伝統的な食文化の継承
- (5)持続可能で環境と調和した食への理解と実践活動の促進
- (6)食の安全・安心に関する正しい知識と判断力の醸成促進

具体的施策

1. 家庭における食育の推進【共食の視点】
 - (1)生活リズムの向上(「早ね早おき朝ごはん」キャンペーン)
 - (2)望ましい食習慣や知識の習得(家庭での共食、食べ残しの防止)
 - (3)妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
 - (4)青少年及びその保護者に対する食育推進(料理体験等)
2. 学校、保育所等における食育の推進
 - (1)食に関する指導の充実(栄養教諭等を中心とした指導)
 - (2)学校給食の充実(「みえ地物一番給食の日」の推進)
 - (3)食育を通じた健康状態の改善等の推進(偏食・肥満等の防止)
 - (4)保育所等での食育推進
3. 地域における食育の推進【生涯食育社会の視点】
 - (1)栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践
 - (2)「みえの食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用推進
 - (3)専門的知識を有する人材の養成・活用(給食施設栄養士等への研修)
 - (4)健康づくりにおける食育推進(生活習慣病の予防)
 - (5)食品関連事業者等による食育推進(食品リサイクルの推進)
 - (6)農林漁業体験を通じた食育推進
 - (7)食の安全・安心確保に関する取組(食の安全・安心地域リーダー)
 - (8)食文化の継承と地産地消の推進(学校給食への食材供給)
4. 食育推進運動の展開

目標及び実績

計画策定時→実績 【 】:目標値

①朝食を毎日食べる小学生の割合の増加	79.7%→89.1%	【100%】
②学校給食における地場産物を使用する割合の増加	26.2%→28.5%	【30%】
③中学校における学校給食を実施する割合の増加	42.4%→57.8%	【60%】
④県内産品を意識的に購入する人の割合の増加	28% → 44%	【51%】
⑤食事のセルフコントロールができる人の割合の増加	20.9(男)27.5(女)→調査中(※)	【50%】
⑥肥満者の割合の減少	20-69男 24.2→調査中(※) 40-69女 21.3→調査中(※) 12-14生徒 9.5→調査中(※)	【15%】 【20%】 【7%】
⑦三重の食を自慢できる人の割合の増加	80%→調査中(※)	【90%】
⑧県の「食の安全」の取組の認知度の増加	44% → 48%	【48%】
⑨外食や食品を購入するときに成分表を参考にする人の割合	22.7%(男)→調査中(※) 46.7%(女)→調査中(※)	【50%】 【50%】

目標

現状 → 【 】:目標値

①朝食を毎日食べる小中学生の割合の増加	小学生 89.1% → 【100%】 中学生 83.1% → 【100%】
②学校給食における地場産物を使用する割合の増加	28.5% → 【40%】
③栄養バランス等に配慮した食生活をしている人の割合増加	31% → 【40%】
④メタボリックシンドロームの予防・改善に努めている人の割合	35% → 【45%】
⑤県の「食の安全」の取組の認知度の増加	48% → 【55%】

※ヘルシーピープル21調査による。調査結果—H24予定

第2次三重県食育推進計画（中間案）

第1 はじめに

1. 計画策定の趣旨

(1) これまでの取り組みと今後の展開

平成17年7月に食育基本法が施行され、法律に基づき、平成18年3月には、食育推進基本計画を策定し、食育推進の全国的な展開が始められました。

さらに、県においては平成19年3月に「三重県食育推進計画」を策定し様々な取り組みを行ってきました。

その結果、教育現場においては栄養教諭の配置など、食に関する指導の体制整備が進むとともに、多くの学校、保育所等で学校給食などを通し、地域の食材活用や生産者と連携した食育が行われるようになりました。

また、農林水産体験など地域の生産現場や食文化の体験学習が多くの学校、保育所等で実施されるようになりました。

今後は、これまでと同様に推進環境の整備を進めるとともに、指導内容の充実を進めていく必要があります。

一方、健康的な食生活を実践するために食事バランスガイドの活用や幼児の朝食欠食予防など、望ましい食習慣の定着については、ボランティア団体や関係機関との連携により、広く取組が進みました。

しかし、糖尿病をはじめとする生活習慣病の増加や、肥満、過度の痩身など食生活の乱れの問題、孤食、個食など一人で食べる子どもたちの増加、高齢者における食生活の質の問題などが指摘されており、知識としての理解から実践がともなう食育の実施が必要となっています。

(2) 第2次三重県食育推進計画の策定

今後の食育の推進に当たっては、「食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること」（食育基本法第2条）を旨とし、これまでに行ってきた取組とその成果を踏まえ、周知と体制づくりの段階から実践活動の定着を目指した取組を進めることにより、「生涯食育」の観点に立ってライフステージに応じた間断ない食育の展開を図ります。

また、食を通じたコミュニケーションに着眼し、食への感謝の念と理解促進を図るとともに、特に家庭における共食を通じた子どもへの食育を進めます。

さらに、食育の重要性やあらたな食を取り巻く現状を踏まえ、生活習慣病予防など健康に配慮した食生活の実践や安全・安心な食の供給など、県民の健全な食生活の実現に向け、家庭、学校、地域、それぞれの場面において食育を進めます。

これらの取組は、食に関わるすべての人々が、力を合わせ、ともに助け合い、支え合いながら、それぞれの立場で役割を果たしていく、県民力による「協創」の三重づくりの一環として進めていきます。

本計画の期間については、平成23年度から27年度までの5年間としますが、食育を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを行うこととします。

第2 取組方針

(1) 生涯にわたる間断ない食育の推進と県民の心身の健康増進

社会環境の変化等により県民の生活リズムが不規則になってきています。

また、豊かな食環境が提供される一方で、栄養の偏りや食習慣の乱れも目立っており、肥満や生活習慣病等の増加が問題となっています。

そこで、ライフステージに応じた望ましい食生活について情報発信や学習の機会を設定し、生涯を通じて県民一人一人が食に関する正しい知識と判断力を習得できるよう支援するとともに、実践しやすい食環境整備を推進します。併せて、県民の健康の保持増進を図るために、生活習慣病の予防、改善につながる取組を進めます。

(2) 共食を通じたコミュニケーションの促進と食への理解と感謝の念の醸成

家族などと一緒に食事をする事は、行儀作法や栄養バランスなど適切な食のあり方を学ぶ機会であり、食の楽しさを知る機会となるものです。

しかし、近年、食生活の基本となる家庭において、ライフスタイル、家庭の態様等により、家族が食卓を囲んで食を通じたコミュニケーションを図る共食の機会が少なくなっていま

す。

こうした状況は、適切な食のあり方を知る機会を失うものであると同時に、自然の恩恵の上に成り立ち、生産者をはじめとした多くの人々の苦労や努力に支えられている食への理解と感謝の念が育つ機会の減少にもつながるものです。

そこで、食を通じたコミュニケーションに着眼し、家庭における共食への理解と実践の促進を図り、食への適切な理解と感謝の念の醸成を進めます。

(3) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の取組促進

食育を進める上で、子どもを対象とした活動は、その基礎を築くものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない取り組みが重要です。

そこで、保護者や教育、保育に携わる関係者等の意識向上を図るとともに、家庭、学校、保育所、地域社会等の場で子どもが楽しく食について学ぶことができる取り組みが実施されるよう支援を行います。

(4) 伝統的な食文化の継承

本県では、特色ある気候・風土や地理的条件、歴史的背景などから、各地域において、地域の食材を用いた料理や調理方法、食生活に係る地域の風習など、独自の食文化が生み出されてきました。

しかし、ライフスタイルの多様化や核家族化の進行、地域においては、高齢化や都市住民との混住化により、地域コミュニティが弱体化し、これまで培ってきた食文化の維持・継承が困難になってきています。

食文化は、地域の貴重な財産であり、魅力的な地域づくりや地域産業の振興につながるものでもあることから、維持・継承していくことが必要です。

そこで、様々な役割を果たしている食文化を、次の世代へと継承するとともに、子どもたちや青少年もふくめ様々な世代が積極的に活用し、その維持発展が進むよう支援を行います。

(5) 持続可能で環境と調和した食への理解と実践活動の促進

食育において、食料品の生産や食事に関する知識のみでなく、食品廃棄の削減、リサイクルなど食に関わる全ての流れについて正しい知識と適切な判断力の育成や「もったいない」という気持ちの醸成に取り組むことが重要です。

そのため、持続可能で環境と調和した視点による、食に関する情報発信や環境学習・環境教育を行います。

(6) 食の安全・安心に関する正しい知識と判断力の醸成促進

食の安全・安心の確保は、食生活における基本的な問題であり、関心も高まっています。

食に関する知識と理解を深め、自らの食を自らの判断で正しく選択していく事ができるよう情報発信や学習機会の設置を行います。

【目標値】

○朝食を毎日食べる小中学生の割合の増加	100%
○学校給食における地場産物を使用する割合の増加	40%
○栄養バランス等に配慮した食生活をしている人の割合の増加	40%
○メタボリックシンドロームの予防・改善に努めている人の割合の増加	45%
○県の「食の安全」の取組の認知度の増加	55%

〔目標値について〕

○朝食を毎日食べる小中学生の割合の増加

生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るためには、子どもたち自身が自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけることが必要です。このことから、子どもの望ましい食習慣の形成をはかる指標として、朝食を毎日食べる小学生（6年生）及び中学生（3年生）の割合の増加を目標とします。

具体的には、平成22年度に小学生で89.1%、中学生で83.1%となっている割合を、平成27年度までにそれぞれ100%とすることを目指します。

○学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)の増加

学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、

地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため、学校給食において地場産物を使用する割合の増加を目標とします。

具体的には、平成21年度に県平均で28.5%となっている割合（食材数ベース）について、平成27年度までに40%となることを目指します。

○栄養バランス等に気をつけて食事をしている人の割合の増加

健全な食生活を実践するためには、一人一人が「何を」「どれだけ」食べたらよいかを把握、判断し、個々人に適した食事をとることが必要です。そこで、「食事バランスガイド」や「食生活指針」等食生活上の指針を参考に栄養のバランスや量に配慮した食生活を送っている人の割合の増加を目標とします。具体的には、平成23年度において31%となっている割合を平成27年度までに40%以上とすることをめざします。

○メタボリックシンドロームの予防・改善に努めている人の割合の増加

生活習慣病の有病者やその予備軍とされる人々は、内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は脂質異常を重複的に発症させている傾向がみられます。そこで、このような状態を表す内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の改善のための適切な食事、定期的な運動を定期的に継続的に実践している人の割合の増加を目標とします。具体的には、平成23年度に35%となっている割合を、平成27年度までに45%以上とすることをめざします。

○県の「食の安全」の取組の認知度の増加

県民が安心して安全な食生活を実践し、県民運動が広く展開されて行くには、まず、行政や事業者の取り組みを知り、正しい知識と理解を深めることが重要です。このため県民運動の広がりをはかる指標として一万人アンケートにおける県の「食の安全」の取組認知度の増加を目標とします。

具体的には、平成22年度に48%となっている割合について、平成27年度までに55%となることを目指します。

第3 具体的施策

1 家庭における食育の推進

家庭は、日々繰り返す食生活の中で、食事や団らんを楽しみながら親から子、祖父母から孫へと食に関する習慣や知識が受け継がれていく場であり、食育にとって重要な場面です。

また、子どもの頃に身に付けた食習慣は生涯にわたって影響するものであり、子どものうちに健全な食生活を確立することが重要です。

そこで、日常生活の基盤である家庭において、子どもへの食育の取り組みが確実に実施されるよう施策を行っていきます。

(1)生活リズムの向上

食を通じた適切な生活リズムの習得を進めるために、「早寝、早起き」や1日の活動源である「朝食の喫食」率の向上をテーマに、家庭、学校、地域や企業、民間団体等の協力を得ながら「早ね早おき朝ごはん」キャンペーン等の取組を進めます。

また、学校や保育所等において、子どもや保護者に向けた啓発推進を行います。

(2)望ましい食習慣や知識の習得

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点ともいえるものであり、食文化の継承やしつけ、世代間交流など子育てにとって重要なものと考えられます。

また、生涯にわたる健康づくりと健全な食習慣の基盤として、幼少期から健康や栄養、さらに食の安全や食べ残しなどの食に関する環境問題などについて正しい知識を学び、適切な食習慣を習得することが重要です。

そこで、各種の子育て支援活動や地域づくり活動などの機会を通じて、共食の重要性など食育に関する情報発信を行い、地域と連携した食育の推進を図ります。

また、学校を通じて保護者に対し、給食だよりやリーフレット、家庭教育手帳等を配布し、適切な栄養管理など食育に関する知識等の啓発に努めます。

(3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

妊産婦自身の安全な出産と産後の健康回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するため、妊産婦等への栄養指導、食生活指導の充実を促すことにより、食生活への関心を高めるよう努めます。

また、乳幼児期は心身の機能や食行動が著しく発達する時期であることから、発育・発達段階に応じた食生活を促すことにより健康的な食習慣、生活習慣が定着するよう努めます。

これらについては、市町と協働し、母子保健計画や次世代育成支援行動計画等との整合を図り、保健医療、子育て支援等の連携と栄養指導の充実に努めます。

(4) 青少年及びその保護者に対する食育推進

青少年期は、食への無関心さ、過度の痩身志向、ストレスの増大などにより不規則な食生活や栄養バランスの欠如等が顕著な時期であることから、健康美を含めた健康意識の啓発に努めます。

また、郷土料理や地域食材を活用した料理体験などへの参加を推進し、食文化ならびに地域食材への理解醸成に努めます。

2 学校、保育所等における食育の推進

成長期にある子どもたちにとって、食育は、生涯にわたって健やかな心と体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となる重要なものです。

このためには、子どもたちが、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、望ましい食習慣を形成していくことや、生産体験など様々な経験を通して、食の大切さや食に関わる人々に対する感謝の気持ちを知るなど、豊かな感情を育むことが求められます。

そこで、学校や保育所等（認定子ども園を含む。以下、同様とする。）の関係者はあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進に努める必要があります。そして、子どもが食の大切さや楽しみを実感することによって、家庭への良き波及効果をもたらすことも期待できるため、家庭や地域と連携しつつ、適切な取組を行うことが大切です。

学校、保育所等において、市町や関係機関等と連携しながら、それぞれの地域や学校等の実態や子どもの発達段階に応じた食育推進活動を行い、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るよう施策を行っていきます。

(1) 食に関する指導の充実

学習指導要領及び幼稚園教育要領の改訂、学校給食法の改正により、学校における食育の推進が明確に位置づけられたことを踏まえ、学校教育活動全体を通じた食育の推進に努めます。そのためには、子どもが食について計画的に学ぶことができるよう、校長のリーダーシップのもと、栄養教諭や食育担当者を中心とした教職員の連携・協力による学校としての食に関する指導の全体計画を作成し、より効果的な食に関する指導を推進します。

また、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の学校教育活動全体を通じて、食生活と健康、規則正しい生活の大切さ、食文化、食の安全等の食に関する指導を行うために必要な時間が十分に確保されるよう努めます。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理、食品廃棄物の再生利用等に関する体験活動を進めます。

これらの取組について、学校の関係者は、家庭や地域と連携しつつ、積極的に食育の推進に努めます。

(2) 学校給食の充実

子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の一層の普及や充実を促進します。

学校給食に地場産物を使用することは、子どもの地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産等に携わる人たちや食への感謝の気持ちをはぐくむなど、大きな教育的意義を有しています。このことから、地域の農林漁業者や地域の人達との交流や、子どもたちが栽培、収穫したものの給食食材への活用などを行い、学校給食が食に関する指導の「生きた教材」として一層活用されるよう取り組みます。

また、生産者や関係団体等と連携し、生産者側からの地域の農産物の生産状況等の情報の活用や、「みえ地物一番給食の日」の取組を定着させるなど、学校給食における地場産物の活用の推進を図ります。

食物アレルギーを有する子どもへの対応については、三重県教育委員会が作成した「学校

給食における食物アレルギー対応の手引」(平成20年3月)や「児童生徒のアレルギー疾患対応の手引」(平成22年3月)をもとに、子どもの実態を把握しながら、栄養教諭等を中心として、個別的な相談指導や除去食など個に応じた給食の提供の推進を図ります。

(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

子どもの肥満は生活習慣病の大きな要因であり、また過度の痩身は健やかな成長を阻害する要因となります。肥満と過度の痩身の予防には、早期から適切な食生活や運動の習慣を身に付けることが重要です。

このため、子どもや保護者等に対して健全な食事・運動を維持するための啓発を行うとともに、栄養教諭をはじめ、学級担任や養護教諭、学校医等が連携して、偏食傾向、肥満傾向等のある子どもとその保護者への個別的な相談指導を推進します。

(4) 保育所等での食育推進

乳幼児期は生涯にわたる生活習慣の基礎を培い、健康的な心と体を形成する重要な時期です。

これらのことから、保育所等においては、保育士、管理栄養士、栄養士、調理員等職員が連携・協力して食育を実践するとともに、園児だけでなく保護者や地域の在宅子育て家庭への情報発信源となるよう啓発活動を行います。

3 地域における食育の推進

食育は、子どもだけでなくそれぞれのライフステージを通じて継続的に行われるべきものであり、「生涯食育社会」の視点で取り組まれていくことが必要です。

また、農林水産業の営みをはじめとする食に関する様々な取組は、日々の生活とともに特色ある地域文化の基礎ともなっており、地域社会全体で理解を深めて取り組んでいくことが重要です。

さらに、全ての県民がいきいきと暮らす地域であるためには、生活習慣病の予防や高齢者の低栄養への対策、運動習慣の定着などに取り組んでいく必要があります。

そこで、地域における管理栄養士や栄養士、食生活改善推進員などによる活動や、食品関連事業者による取組、さらに様々な地域活動と連携し、地域全体で食育実践の輪が広がるよう施策を行います。

(1) 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践

本県の恵まれた気候・風土や様々な生産技術により育まれた地域食材や食文化を日常の食生活に活用することは、栄養バランスの優れた「日本型食生活」の実践につながります。

このことから、これらの地域食材・食文化の情報提供を行い、日々の食事に地域食材を活用する食生活の普及を図っていきます。

(2) 「みえの食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進

県民が食への関心を高め、食生活を改善するための実践指標となる「みえの食生活指針」(平成13年度策定)の普及と定着に引き続き取り組んでいきます。

また、健康的な食生活を具体的に実践できるように「食事バランスガイド」の普及と活用を進めます。

さらに小売りや外食、職場の食堂等給食施設を通じて働く世代など県民への啓発、情報発信に努めます。

(3) 専門的知識を有する人材の養成・活用

学校、医療、福祉、行政等の各職域で栄養指導等を行う管理栄養士や栄養士、給食施設、飲食店等に従事する調理師、農林水産業における生産者、企業や団体等、食に関わる人々に対して、連携して食育を推進するよう資質の向上に向けた研修会を開催するとともに、地域ごとのネットワークの構築を図るなど、協働して食育に取り組む体制づくりを推進します。

また、地域で活動するボランティア組織の育成と活動の活性化を支援し、県民一人一人への働きかけを促します。

(4) 健康づくりにおける食育推進

県民の生活習慣病予防及び改善、介護予防の観点から、県民一人一人が年代やライフスタイルに応じて望ましい食生活や適度な運動ができるように保健所・保健センター等、県や市

町が連携を深め、食育に関する普及・啓発活動を推進します。

また、豊かな食生活を過ごすためには、十分な口腔機能の発達、維持と、味わいやこころのくつろぎにつながる食べ方に関心を持つことが重要であり、関連する情報の提供や歯科保健活動の推進を行います。

(5) 食品関連事業者等による食育推進

食品関連事業者が行う様々な体験活動機会の提供や、健康に配慮した商品やメニューの提供、食品リサイクルへの取組、科学的知見に基づいたわかりやすい情報や知識の提供などを促進するため、「健康づくり応援の店」や「みえ地物一番の日」キャンペーン協賛の小売店、飲食店などの食育に積極的に取り組む事業者と協働し、食育に関する情報を円滑に提供していきます。

(6) 農林漁業体験を通じた食育推進

食べ物を大切に思う心や食に関する感謝の気持ちを養うためには、食を生み出す農林漁業や農山漁村への理解を深めることが重要です。

このことから、県内において様々なかたちで営まれる農林漁業や豊かな文化、自然に恵まれた農山漁村の価値を再認識し、子どもから高齢者までの幅広い世代で農林漁業体験や地域の食体験が行えるよう、情報発信や取組環境の整備を行うなどして支援します。

(7) 食の安全・安心確保に関する取組

県民が「安全で安心な食生活」を主体的に実践するためには、自ら食を選択し、適切に食を扱う力を習得することが重要です。

平成20年6月に制定した「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」に基づく「食の安全・安心確保行動計画」により、県民が食の安全・安心に関する理解を深め適正な判断、選択を行えるよう、情報提供を充実させるとともに、市町、関係団体、NPOや「食の安全・安心地域リーダー」など多様な主体との連携・協働を深め、食の安全・安心確保に関する取組が地域に根ざした活動となるよう推進します。

(8) 食文化の継承と地産地消の推進

地産地消は、身近にある地域の農林水産物やそれらに由来するサービスを消費・享受することを通じて、自らの生活や地域のあり方を見直そうとする県民運動として進めているものです。

特に、消費者と生産者の交流等を深める地産地消の取組は、地域の特色ある食文化の継承や理解促進につながるとともに、毎日の食生活が食に関わる様々な人々の活動によって支えられていることを認識することで食に関わる人々への感謝の念の醸成につながります。

同時に、生産者や事業者も消費者の健康的で豊かな食生活を支えているという意識を高め、持続的かつ高品質な生産活動を通じた消費者と生産者の支え合う関係の構築につながります。

これまで、NPO等との協働による地産地消の啓発、実践活動の推進や「みえ地物一番の日」キャンペーン協賛企業の事業活動の展開などにより、県民の地産地消運動に対する認知や県産品活用への意識は高まってきています。今後も、食育と地産地消は密接に関係するものとして、その推進をはかるとともに、食品関連事業者や地域の様々な活動と連携して取組を進めていきます。

さらに、農林漁業者による取組や、地域食材、地域の食文化を知る機会の創出として、生産者や関係団体等と連携し、学校をはじめとする給食事業における地場産物の活用の推進を図ります。

4 食育推進運動の展開

- ・食品関連事業者をはじめ多様な関係者との連携・協力を図って推進します。
- ・市町による食育推進計画の策定とこれに基づく施策の促進支援を行います。
- ・必要に応じて適宜適切に基本計画の見直しを行います。

本推進計画は施行後5年間を目途として見直しを行うものとします。

なお、食ならびに食育を取り巻く環境の変化に対応し、必要に応じて見直していくこととします。